

(令和4年度障害福祉サービス等報酬改定)
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について

令和4年10月の障害福祉サービス等報酬改定において、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」が新設されることとなりました。基本給等の引き上げによる賃金改善を一定求めつつ、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められます。

「ベースアップ等加算」を算定するには、必要書類（計画書）を指定権者（沖縄県・中核市）が定める期日までに提出する必要があります。

1.基本的な考え方

- 福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理及び様式例の提示について 参照

2.対象要件

- 福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを取得している障害福祉サービス事業所・施設（※1）
- 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引き上げに使用すること

（※1 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援（地域移行・地域定着）、計画相談支援、障害児相談支援は対象外。）

3.必要書類

- ・沖縄県ホームページ参照

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/r4syogu.html>

4.留意事項

「福祉・介護職員等ベースアップ支援加算」の取得に伴い、重要事項説明書の変更が必要となります。利用者又はその家族に対し、書面にて説明を行い、事前に理解を得るようにすること。また、事業所内の掲示の変更もあわせて行うこと。

中部広域市町村圏事務組合

広域連携課 障がい福祉指導検査係 玉城、比嘉

TEL：098-923-3211 FAX：098-934-7470

E-mail:shougaiifukushi@chubukouiki-okinawa.jp

【沖縄県ホームページリンク先】



ホーム > 組織で探す > 子ども生活福祉部 障害福祉課 > 令和4年度障害福祉サービス等処遇改善加算計画書の提出について

更新日: 2022年9月1日

- 子ども生活福祉部 障害福祉課
 - 沖縄県障害児医療給付費等不服審査会
 - 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会
 - 古いページ(平成24年度上半期)
 - H26.4組織再編のお知らせ(障害保健福祉課—障害福祉課・健康長寿課)
 - 欠席時対応加算の取り扱いについて
 - 沖縄県障害福祉課のページはこちら●●
 - 障害福祉課の業務及7組織
 - 性の課題に対応できる講師リスト(人材バンク)について
 - 沖縄観光バリアフリー推進を考えるワークショップ
 - 平成25年度沖縄県における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)について
 - 障害福祉サービス事業者等における利用者預り金の管理の徹底について
 - 第4期障害福祉計画
 - 早期入院・地域定着支援院 内委員会推進事業について
 - 【調査】障害福祉サービス事業者等におけるピアサポート活用状況等調査
 - 令和2年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」の募集について
 - 強慮行が障害支援者養成研修事業

令和4年度「福祉・介護職員処遇改善加算」、「特定処遇改善加算」及び「ベースアップ等加算」について

このページは障害者総合支援法・児童福祉法に基づき指定障害福祉サービス事業者等が対象です(介護サービス事業者は対象外です)。

令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算に係る届出

- 令和4年度(令和4年10月以降サービス提供分から令和5年3月サービス提供分)において、処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算を算定する事業者は、下記の内容をご確認の上、計画書を届け出てください。
 - PDF 福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに業務処理及び様式例の提示について(PDF:1.424KB)
 - PDF 前回からの変更点(新旧対照表)(PDF:458KB)

1. 届出期限

加算取得(算定対象)月の前々月の末日(電子申請のみの受付)

- ※ 11月取得の場合:9月30日までに届出(電子申請のみの受付)
- 12月取得の場合:10月31日までに届出(電子申請のみの受付)
- 令和5年1月取得の場合:11月30日までに届出(電子申請のみの受付)
- 令和5年2月取得の場合:12月31日までに届出(電子申請のみの受付)
- 令和5年3月取得の場合:令和5年1月31日までに届出(電子申請のみの受付)

2. 届出様式

- EXCEL 別紙様式2-1、2-2、2-3、2-4 障害福祉サービス等処遇改善計画書(エクセル:360KB)
 - ※1.令和4年10月以降にベースアップ等加算のみを算定するためこの計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。
 - ※2.なお、電子申請のみの受付となりますので、ご注意ください(郵送や持参による紙文書の届出の場合は受け付けません)。
- (8.18)様式の一部を修正しました。
別紙様式2-1 計画書_感謝表 D28セルの参照誤りに対する修正
- EXCEL 体制状況一覧表(R4.10以降版)(エクセル:118KB)
 - (8.18)すでにこの計画書を提出している法人・事業所分は改めての届出は求めません。

【参考】記入例について

- ベースアップ等加算のみに係る計画書の作成については、以下の記入要領を必ずご確認ください。
- PDF ベースアップ等加算計画書記入要領(障害)(PDF:1,272KB)

(必要に応じて届出)

- EXCEL 別紙様式2-5 職員分類の変更特別に係る報告(エクセル:16KB)
- EXCEL 別紙様式4(変更届出書)(エクセル:23KB)
- EXCEL 別紙様式5 特別収事情に係る届出書(エクセル:24KB)

3. 提出方法